

2011年度海外研修F5コース報告

——中国知的財産制度・法規の研修——

2011年度海外研修団(F5)*



抄録 日本知的財産協会（JIPA）海外研修F5コースは、2006年度、2007年度及び2009年度に続き、今回で4回目の開催となった。現地研修でお世話になった現地事務所、現地進出企業の方々をはじめ、多くの関係者の御協力により本研修は成功裡に終えることができた。

目次

1. はじめに

2. 研修内容

2. 1 事前研修

2. 2 現地研修

2. 3 事後研修

3. 現地研修各論

3. 1 技術成果の取扱い、権利取得上の留意点

3. 2 証拠資料

3. 3 実用新案

3. 4 専利権侵害訴訟における提訴後の対応

3. 5 司法ルートと行政ルートの使い分け

3. 6 商標の著名性の立証の実務

3. 7 部分意匠制度

3. 8 職務発明

3. 9 著作権および反不正競争法の活用

4. おわりに

1. はじめに

近年の中国経済の発展はめざましく、2010年には国内総生産（GDP）は日本を追い抜き、

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F5 (11)

世界第2位となった。その発展とともに、研究開発費も増額しており、知的財産面でも専利(日本における特許・実用新案・意匠)・商標の出願件数は激増した結果、同様に世界第2位となった。一方で、依然として模倣品等の課題がありつづけ、鉄道に関する知的財産の時事的話題もあり、中国は注目の的となっている。本研修は、現地研修を主要な活動とし、その事前研修と事後研修とを併せ、中国の知的財産に関する理解を深めることを目的としている。

2. 研修内容

本研修は、JIPA人材育成委員会第4小委員会によって企画されたF5コース「中国知的財産制度・法規の研修」(滞在型)である。企業27社から29名の参加となった。

研修生は、専利・商標の権利化や権利行使、著作権及びその他知的財産全般に関して、分野ごとのグループに属し、グループ間で協力しつつ、各研修生が主体となって研修に臨んだ。本研修は、2011年5月から2012年2月まで、月1回程度の事前研修及び事後研修をJIPAの東京事務所と関西事務所で行い、2011年10月23日から11月5日まで北京及び上海を訪問した。

2.1 事前研修

事前研修は、2011年4月から開始する予定であったところ、東日本大震災の影響のため、5月からの開始となった。主な活動は、講義、グループ学習及び「講義等依頼票」の作成である。講義は、中国の専利事務所／法律事務所の講師や、JIPA会員企業の中国駐在員から、中国の知的財産に関する概論についてであった。グループ学習では、各研修生の興味のあるテーマに関し、グループ毎に文献を収集し、研修生間で情報交換する等、現地研修のための予習を行った。また、これらと並行して「講義等依頼票」を作成した。これは、現地訪問時に希望する講

義内容を伝え、また質問を投げかけることで、現地研修を一層深めるためのものである。

2.2 現地研修

現地研修では、JIPA賛助会員を主とする専利事務所／法律事務所の講師、日本企業の中国駐在員から、中国の知的財産に係る細部に至るまでの講義を受けた。また、国家知識産権局(SIPO)、最高人民法院、上海市知識産権局及び上海市第二中級人民法院を訪問し、日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所・上海事務所からは現地活動の説明を受けた。また、知的財産以外の中国の法律や行政組織に関する概論等についても学ぶ機会があった。

2.3 事後研修

事後研修では、事前研修と現地研修を通して得られた知識を残すため、知財管理誌への投稿及び成果報告会を開催した。

3. 現地研修各論

以下、現地研修の講義や機関訪問で知り得た重要と思われる情報について報告する。

3.1 技術成果の取扱い、権利取得上の留意点

(1) 技術成果の取扱い

中国で発明又は実用新案が完成した場合、出願し権利化する以外にノウハウとして秘密に管理することが考えられる。ノウハウ管理には、日本と同様、社内の秘密管理体制の確立、秘密保持契約の徹底が重要である。

中国以外の国で、当該ノウハウを使用したい場合には、他の技術と同様に技術輸出となり中国特有の規定である「技術輸出入管理条例」の適用を受けることになる。ノウハウ技術の種類により自由技術、制限技術及び禁止技術に分類され、禁止技術に分類された技術は輸出できな

いが、自由技術及び制限技術については所定の手続きを行ったうえ輸出することが必要となる点に注意が必要である。尚、違反した場合には刑事罰の適用もある。

(2) 秘密保持審査

中国で完成した発明又は実用新案（発明等の実質的な部分が中国国内で完成されたもの）を外国出願する場合には、秘密保持審査を請求する必要がある。香港、マカオ及び台湾地域で完成された発明等も、明確な規定はないが、秘密保持審査の対象とみなしておくべきであろう。また、外国出願には、秘密保持審査の請求日から4ヶ月以内に秘密保持審査通知を受領しないこと、更にその通知を受けた場合には請求日から6ヶ月以内に秘密保持が必要である旨の決定を受領しないことが条件となるが、実際にはかなり早い段階で結論（審査意見書）を得ることができる。また、現状では上記決定がなされる事例は多くなく、決定への異議申立（行政再審議）の活用機会も少ないと思われる。

(3) 委託開発・共同開発での留意点

格別の約定がなければ、委託開発にかかる出願前の専利を受ける権利は研究開発先に帰属し、共同開発にかかる上記権利は当事者間の共有となることに留意すべきである（契約法339、340条）。また、約定により、中国への委託開発での成果を日本の委託側に譲渡する場合は、技術輸出入管理条例上の手続きが必要となる場合がある。尚、共同開発契約であっても、当事者の一方は資金、設備又は材料等の物的条件を提供するのみか、補助的な協力を担うのみで、他方が、研究開発作業を行う場合は、委託開発契約に属する可能性があることに留意すべきである。また、中国国内での投資、中外合弁企業、中外合作企業及び外資独資企業の設立には、外資に関する制限の考慮が必要な場合がある（外

商投資の方向を指導する規定6条、7条等）。

(4) 明細書作成時の留意点

中国出願用の明細書の作成には、まず、中位・下位概念の十分なクレーム展開の検討と、必要なクレームの補充が必要である。なぜなら、中国では訂正審判制度が無く、無効宣告請求（日本における無効審判）時の補正には厳しい制限が課せられているからである。また、新規事項の追加に関する補正の判断基準が厳しく、実施例からクレームに限定を加える際には実施例の文言自体での補正が求められる。

また、明細書にはできるだけ多くの変形例を具体的に記載しておくことが重要である。サポート要件およびクレーム補正の根拠となるだけでなく、特にクレームに機能的表現が採用されている場合に権利範囲の解釈において有利となる（2010年1月1日施行の司法解释¹⁾4条により、機能的クレームの権利範囲は明細書に記載の実施形態およびその均等形態まで含むとされている）。また、明細書作成時には、想定される侵害製品を考慮に入れた実施例を挙げることも肝要である。尚、変形例の数にはあまり意味はないとされている点にも注意が必要である。

(5) 権利化促進の手法

近年、中国においては急速に出願が増えており、審査期間も長期化する傾向にある。一方、事業展開に合わせたタイムリーな権利化が求められるなか、中国には外国出願人に対しては早期審査等の制度がない。代替りの権利化促進の手法について述べる。

1) 実体審査請求を出願と同時にを行う。公開（優先日から1年6カ月）とともに「実体審査段階に入る旨の通知」が発行される。審査開始を早められるメリットがあるが、自発補正の機会（実体審査請求時、実体審査段階に入る旨の通知から3か月以内の2回）を1回分失うデメ

リットがある。

2) 対応外国出願の審査情報を審査官に提供する。中国の審査官は、公知例調査を自ら行っているため、上記審査情報を提供することで、審査官の調査作業を軽減し、審査の早期化を期待できる。ただし、必要以上に情報を提供し、後に包袋禁反言を問われないように留意する必要がある。尚、2011年11月1日から、日中間の特許審査ハイウェイ（PPH）が開始された。

3) 1回目の拒絶理由通知後に審査官とインタビューを行う。インタビューには、面接と電話の2通りがある。面接の場合、事前に申し入れる必要があるが、許可されにくいのが実情である。一方、電話の場合、比較的活用されており、特に、拒絶理由通知の不明点を確認したい場合、補正書案等の受け入れ可能性を確かめたい場合、その他審査官の心証を確認したい場合に活用されている。逆に、審査官から電話により問い合わせを受けることもあるという。

3. 2 証拠資料

(1) 証拠の真実性

訴訟や無効宣告請求の証拠資料に対して公証をしていない場合は認められない可能性が高く、特にWeb上の情報、購入した侵害品等、証拠の入手時でないと入手を証明することが困難な証拠は、証拠入手の段階で必ず公証するべきである。

加えて、特定の証拠の真実性を高くするため、裏付けとなるリンク（チェーン）を形成するための証拠を、好ましくは双方向のリンク情報を持たせた上で、提出することも重要である。例えば、証拠が外国で製造され中国で販売された特定の製品であった場合、外国での輸出と中国での輸入に関する証拠を提出することで双方向のリンクを形成することが可能となる。

(2) 電子データによる証拠資料

電子データによる証拠資料は、公証人の下でハードディスク等に記録し封印することで真実性の高い証拠とすることができる。

3. 3 実用新案

(1) 実用新案専利の権利安定性

実用新案専利には実体審査がなく、発明専利と比較した場合、権利安定性の欠如がデメリットとして懸念されている。しかし、表1のとおり、発明専利と実用新案専利の進歩性の規定及び判断基準には、明確な差が設けられている。このため、実用新案専利の無効化は容易ではなく、権利安定性を有すると考えられる。

表1 発明専利と実用新案専利の比較

	発明専利	実用新案専利
進歩性の規定	公知技術に比べ、突出した実質的特徴と顕著な進歩	公知技術に比べ、実質的特徴と進歩
進歩性の判断基準	引例複数 広分野（技術示唆を重視）	引例2件まで 同分野（IPCのセクションは同じ）

(2) 特実併願出願

実用新案専利は発明専利と併願することができ、この要件には、同一出願人、同日出願、同様の発明創造等がある。このうち、「同様の発明創造」については請求項ごとに判断され、発明専利と実用新案専利の各々において同一の技術的範囲すなわち同一の構成要件を有する請求項が1つでもあれば、「同様の発明創造」と判断される。ここで、発明専利出願の審査過程において、誤記や単なる文言調整等の補正をした補正後の請求項は「同様の発明創造」と判断される。一方、不明確等の記載を解消する補正をした場合、補正後の請求項は「同様の発明創造」でないと判断される可能性がある。

(3) 技術評価書

技術評価書は侵害訴訟を審理する際の証拠であり、実務上、原告側は提訴の際に必要となる。技術評価書の作成は、権利者からの評価報告請求申請に基づき、SIPOの実用新案の初歩審査を行う「形式部」が行う。尚、技術評価書は権利化後であれば訴訟をしなくても取得することが出来る。

技術評価書は訴訟の中止に影響を与える場合があるが、特許性が無いと判断された場合でも訴訟を中止しなかった裁判例もあり、絶対ではない。さらに、無効宣告請求にも影響を与えない。

技術評価書を踏まえた権利行使の例としては、可搬式スクリーン装置事件²⁾が知られる(技術評価書の前身である「検索報告」では一部無効と判断されたものの、有効と判断された請求項で十分な権利行使が出来た)。

3. 4 専利権侵害訴訟における提訴後の対応

まず、中国における訴訟手続の流れを簡単に説明する。

人民法院に訴状が提出されると所定の審査後立件され、当事者に通知及び被告に訴状の副本が送達される。被告は、それを受領した日から15日(涉外当事者の場合、30日)以内に、答弁書を提出することができる。人民法院は必要な証拠収集を行い、原告・被告の挙証期限(通常1か月)を指定する。開廷後は法廷調査、法廷弁論が行われ、最終弁論を以て審理が終結される。

以下、提訴後の対応について特に重要と思われる点について述べる。

(1) 訴状受領時の注意点

1) 受訴人民法院が裁判管轄権を有しているか否かを検討すべきである。管轄権を正当な理由により有していない場合、管轄権異議申立を

請求すべきである。これにより、比較的有利な司法環境を求めることができる。また、法廷審理の準備期間をより長く得ることができる。

2) 専利法の規定に基づき、原告の主体適格の有無、専利権の存続の有無等を検討すべきである。

3) 原告側の専利権を侵害しているか否かを確認すべきである。非侵害の場合、権利非侵害の抗弁理由を提出することができるからである。尚、原告側の専利権の安定性、「禁反言」原則の適用等の観点から、侵害・非侵害の判断をすべきである。

(2) 答弁書作成・提出段階の注意点

SIPOの復審委員会へ専利権の無効宣告請求を行うと同時に、人民法院に訴訟中止を請求することが可能である。無効宣告請求は、答弁書の提出期間内に行うべきである。訴訟中止を請求しても、裁判官の裁量により、中止されない場合があり、日本の訴訟実務との違いに留意すべきである。尚、人民法院で従来技術の抗弁が可能である。

(3) 答弁戦略について

原告側に対し、どのタイミングで勝訴に繋がる反論をすべきかを見定める必要がある。開廷審理前に具体的な答弁をすることで、原告側に有利な反論余地を残すことがある。逆に、開廷審理中に全面的に答弁することにより、原告側が答弁に反駁する余裕がなく、被告側が有利になることもある。案件ごとの具体的状況により、答弁の適切なタイミングは異なってくる。被告側は、代理人の弁護士と訴訟全体戦略及び各論をよく議論し、適切に対応すべきである。尚、一般的には、答弁書では考えられる否認及び抗弁を簡潔に述べておき、挙証期限までに必要な証拠を全て、提出する対応が妥当だと考える。

(4) 法廷調査について

中国の法廷調査は、日本の裁判における証拠調べの段階に相当する。法廷調査では、当事者が法廷に提示したすべての証拠に対して、質疑、説明及び弁論が行われ、その証拠の真実性、関連性、合法性及び証明力について議論される。原告側及び被告側がそれぞれ証拠を挙げ、これに対して相手方から質疑・弁論を行う。また、人民法院が職権で収集した証拠を提示し、原告及び被告にその真偽を識別させる。

法廷調査においては、裁判官により法廷に認定された事実及び争点のまとめが提示されるステップが含まれており、審理の効率的な進行が計られている。

(5) 法廷弁論について

法廷調査に次いで、法廷弁論が行われる。これは、日本の裁判における口頭弁論に相当するが、日本の裁判では口頭弁論の後に証拠調べとなるので、順序が逆である。

法廷弁論では、原告側が意見陳述を行い、被告側がそれに対して答弁し、さらにお互いに答弁する。弁論終了後、裁判官は当事者合意を前提に、法律により和解手続を行うことができる。和解が合意に至らない場合、判決が下される。

3. 5 司法ルートと行政ルートの使い分け

中国においては、権利者は他者の侵害行為に対して司法・行政のいずれかのルートで権利行使が可能である。司法ルートは、人民法院に対して侵害の停止や損害賠償等を要請できるルートである。行政ルートは、工商行政管理局(AIC)、品質技術監督局(TSB)、公安局(PSB)、食品薬品监督管理局(SFDA)及び海関等の行政機関に対して侵害の停止等を要請できるルートである。権利者は、各ルートの特徴(表2, 3参照)を十分に考慮した上で、最適なルートを選択する必要がある。

尚、AICは商標法や反不正競争法(日本における不正競争防止法)に基づいて取締りを行う。TSBは産品質量法を根拠に、消費者を保護する観点から模倣品の取締りを行う。PSBは重大事件や身体生命に危険のある模倣品の取締りを行う。また、SFDAは食品及び医薬品に関する知的財産権侵害と偽物、詐称及び粗悪な商品を取締まる。

近年の動向としては、司法ルートの利用件数は年々増加しており、行政ルートは司法ルートと比較して侵害の抑止力が弱いことや侵害が巧妙化していることから利用件数が減少している。

表2 司法ルートの特徴

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な事件でも処理可能。 ・損害賠償請求ができる。 ・強制執行力がある。 ・専利法や商標法以外にも、反不正競争法等の他の法律を合わせて提訴できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・処理期間が長い(1年程度)。 ・費用が高む。 ・手続きが複雑(提訴前の証拠収集、公証手続、管轄地の確保等を要する)。 ・証拠形式への要求が厳しい。

表3 行政ルートの特徴

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・処理期間が短い(半年程度)。 ・費用が少ない。 ・手続きが簡易。 ・証拠形式への要求が緩やか。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・単純な事件(例えば明らかな商標権違反等)でないと、受理されない可能性がある。 ・損害賠償請求ができない。 ・強制執行力がない。 ・地方保護主義による行政官の対応不良や事前の情報漏れ等の可能性がある。 ・行政摘発後の状況や模倣品の処分方法について確認できない場合が多い。 ・刑事罰適用の要件が高い。 ・行政罰が軽く再犯が多い。

ただし、行政ルートは、侵害訴訟前に行うことで、外部からの調査では得られない証拠が得られることや、差押さえられた証拠物件から別の侵害の証拠が見つかることもあり、民事訴訟の証拠確保の面で有利になる点で、活用のメリットがある。

また、行政ルートは、知財法以外にも、品質法や許認可制度への違反行為に対しても利用できる。知財法以外の行政ルートの利用が侵害を迅速に停止させる上では有効な場合もあるので、知財法以外の行政ルートの活用についても留意すべきである。

外国企業が中国で権利行使した場合、中国法制度の理解不足や証拠不備が原因で負けてしまうことも少なくないため、証拠収集に精通した弁護士等と相談し準備を進めることが重要である。

上記の行政ルートは証拠収集に有効な手段になりうるとの情報が複数の現地代理人より得られた。今後、中国での訴訟戦略を考える上で、行政ルートを利用して証拠を収集し、収集した証拠を司法ルートで活用するといった戦術も選択すべき手段の一つであると考えられる。

3. 6 商標の著名性の立証の実務

商標の著名性の立証による拡大保護の獲得は模倣被害に苦しむ企業にとって重要テーマである。日付の前後を証明することが重要となる他の知財紛争と比較して、商標の著名性を争点とする場合、排除対象となる商標の出願日時点または権利侵害の時点において、既に自社の商標が十分に著名であったことを、地理的範囲、期間的継続性、販売数量、広告費等種々の情報から客観的に証明する必要がある。収集すべき証拠量が膨大になるということが実務上の問題となる。

以下、著名性の立証の実務についてまとめる。

(1) 立証証拠

立証に必要な事実は、馳名商標保護規定第3条に列挙されている。特に、取引先と取り交わされた伝票、会計監査報告書、民生部に認定された機関等の適切な機関により発行された認知度を示す各種ランキング等、立証能力のある証拠をどれだけ集められるかが重要である。

(2) 証拠収集

収集すべき証拠量が膨大となるため、証拠収集を行う段階では特に全社的な対応が必要となる。また、工数が増えることを避けるため以下の対応が効果的と考えられる。

- 1) 必要な証拠を具体的に記したリストを作成する。説明、サンプル等を付ける。
- 2) 会計、広報等の担当者と商標担当者が直接連絡を取る体制を作る。

(3) 証拠の提出方法

証拠量に比例して、公証に係る費用もまた膨大となる。原本又は公証した写しを提供できない場合、その資料は単独で事件の事実認定の証拠とならないため、証拠の内容、他の証拠とのつながり等を踏まえ、限られた費用の中で公証する資料を慎重に検討する必要がある。

なお、証拠資料に関する一般的な注意点については本稿3.2項も参照されたい。

3. 7 部分意匠制度

日本と中国の意匠制度の違いに部分意匠制度があり、中国意匠制度への部分意匠の導入は関心の高い事項である。専利法への部分意匠制度導入について、現地知的財産知識人の方々と意見交換を行ったところ、「海外企業と競える程度に、中国の自国企業及び個人によるデザイン力の更なる向上が不可欠である。このため国家全体のデザイン力が底上げされるまで、部分意匠の導入は時期尚早である」という意見が多数

であった。

3. 8 職務発明

2010年の専利法実施細則／職務発明制度の改正で、約定が優先される改正がなされ、多くの企業が独自の職務発明制度を導入または、導入の検討を行っている。我々はこれら改正部分とあわせ、実際の導入時の注意点を調査した。日本企業の場合、研究開発機能を有する企業では、独自の職務発明制度を制定しているが、製造機能しか持たない企業では、導入企業は少ない傾向にある。

(1) 職務発明と非職務発明の区分け

職務発明の判断基準は「所属機関の物質・技術（所属機関の資金、設備、部品、原材料又は対外公開されていない技術資料等）条件を利用して“完成した”発明」かどうかである。

(2) 運用時の注意点

法律上、発明者または創作者へ奨励（報奨金等）を与えるのは登録以後でよいが、出願時等に与える場合もある。これは従業員の会社への帰属意識に有効に働く。報奨金の額については契約で明確に約定すればたとえ低額でも問題ないが、報奨金を法律の規定より低く設定する場合は、昇進、待遇改善や現物支給等、金銭だけではない対応を盛り込むことも有効である（専利法第16条では、奨励・報酬は金銭に限るよう、要求されていない）。

(3) 契約時の注意点

従業員との契約は、中途採用時や退職後の知財トラブル（ノウハウ流出、冒認出願及び報奨金トラブル等）を防ぐ為にも重要である。退職から一年以内は法律によってある程度対応できるが、一年を超える場合は契約をもってしても防げない。また、自社への転職者が旧所属企業

の情報を持ち込み、出願するリスクへの対応も重要である。

3. 9 著作権および反不正競争法の活用

(1) 著作権登録における日中間の相違点

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としない、所謂、無方式主義を採用する点は、日中間で相違はない。

しかしながら、著作権登録については以下のような相違点がある。尚、著作権登録は、一般には、著作権関係の法律事実を公示する目的、または著作権を移転等した場合の取引の安全を確保する目的でなされる。

1) 著作権登録の審査

中国では、著作権登録の審査において、以下の著作物については登録が拒絶される。

- ① 著作物に該当しないもの
- ② 著作権の保護期間を超えている著作物
- ③ 他の法律により出版・伝播が禁止されている著作物
- ④ 著作物からの情報と、申請書類に記載された情報とが相違している著作物
（例えば、プログラムの著作物に記載されている作成日と、申請書に記載された作成日とが異なる場合である。）

これに対し、日本における著作権登録の審査は、形式審査（規定に従った方式により申請されているか否か）のみ行われ、実体的な審査は行われぬ。

2) 著作権登録の効果

著作権登録証書は、中国の版權局、海関及び裁判所において、著作権帰属の初歩証拠として使用され、第三者に対抗する有効な武器となる。

また、ソフトウェア著作権登録証書は、中国で会社設立、上場、税金減免及び入札の重要な書類である。

(2) 著作権の内容および表示方法

著作権の権利行使及び証拠収集については、中国の他の知財法とほぼ同じである。また、著作権支分権の種類は、ほぼ日本と同じである。

著作権表示の©マークを必ず表示するとの法律規定はないが、©マークを表示するメリットとしては、©マークと著作権者氏名を表示した著作物原本を権利証明とできることが挙げられる。©マークの正しい表示には留意が必要である。例えば、正しい表示として© 2011 ABC law Office/版權所有2011 ABC law Officeが挙げられ、正しくない表示として® 2011 ABC law Office, © ABC law Office, © 2011 ABCが挙げられる。正しくない表示の1番目は®だから、2番目は発行年を表示していないから、3番目は著作権者を全部表示していないからである。

(3) 反不正競争法その他の活用

中国における知的財産関連の事件においては、法域を限定せずに、いろいろな権利・法規により権利行使の途を探るべきである。特に専利権・商標権を中国において有しない場合であっても、著作権・反不正競争法に関しては無方式で権利を主張し得る場合があるため、これらの利用を考えるべきである。さらに、その他の法規の利用も検討し得る。

例えば、自社の医薬品承認用データを他社が利用するような場合、商業秘密の不正取得、他社品の取扱説明書での無断使用等に対しては反不正競争法で対処できるし、他社が自社のデータを用いて医薬品登録する行為に対しては医薬品登録法に照らして登録を阻むことが可能である。

また、医薬・農薬の模倣品流通に対しては、発明専利権での追及と並行して、反不正競争法上の知名及び馳名商品包装の無断使用を問うたり、流通における行政規定である許可証管理

規定で相手方に違背がないか追求したりすることも有効である。



現地研修（北京）の様子

4. おわりに

2006年度より開催された「F5 中国知的財産制度および法規」の研修は、本年度で4回目を迎えた。専利法2009年第3次改正を経て、その実施細則、審査指南が整備された後の研修であり、また、中国において日本企業を対象とした知的財産に関する訴訟が増加していることから、今回の研修は前回は大きく上回る参加人数となった。中国知的財産に対する日本企業の関心の高さが伺える。本研修の特徴は、中国の現地事務所に対し、事前に研修生が興味のある項目に関して講義の内容を依頼できることにある。文献等により得ることができる知識をもとに、事前に中国知的財産に関する理解を深め、その上で講義に臨むことができるため、その理解は単に文献から得られる知識にとどまらず、より深いものとなった。また、受講する側の研修生が講義に積極的に関わることができるため、研修生の意識も高かった。

本研修では、最高人民法院をはじめとする国家機関への訪問により、現地中国企業の知的財産活動の実際の施策等日本では得ることのでき

ない情報に関して、裁判官等と直接話す機会を得た。日本企業の現地駐在員の講義では、中国知的財産に関する実務、各企業における模倣品対策等について何う機会を得た。日中の文化、習慣及び政治の違い等から生じる様々な問題等、その内容は興味あるものであった。

F5研修全体を通し、研修生より、中国知的財産という慣れない対象に取り組んだため、初めのうちは取り組みにくかったとの意見が散見されたものの、研修回数を重ねることにより、概ね順調に進めることができた。異なる業種から多数の企業が参加し、各企業より様々な職務に携わり、年齢の異なる多数の研修生で本研修を乗り切ることにより、中国知的財産に関する情報を得るばかりでなく、貴重な人脈を築き上げることもできたことは、大きな成果といえる。

最後に、本研修を行うにあたって講義を通してご尽力頂いた現地事務所、現地機関、企業駐在員、弁護士中島敏氏、別所弘和氏、本研修全体の企画運営を担って頂いた事務局ならびに人材育成委員会およびこれらの関係者の方々に感謝の意を表したい。

注 記

- 1) 最高人民法院の特許権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈（法

積 [2009] 21号)

- 2) 北京市第一中級人民法院 (2006) 一中民初字第12795号判決, および北京市高級人民法院 (2008) 高民終字第941号判決

参考文献

- ・中島敏他, 「中国知的財産権判例100選」, 1997年, 日本国際貿易促進協会
- ・中島敏, 「日中対訳逐条解説中国特許全法令」, 2006年, 財団法人経済産業調査会
- ・徐申民他, 「中国特許侵害訴訟の実務」, 2004年, 財団法人経済産業調査会
- ・北京林達劉知識産権代理事務所, 「特許審査における出願人と知識産権局とのコミュニケーション手段にかかる調査」, 2010年, 日本貿易振興機構
- ・河野英仁他, 「中国特許訴訟実務概説」, 2011年, 社団法人発明協会
- ・周林他, 「中国の知的財産権裁判と重要判決」, 2004年, 財団法人経済産業調査会
- ・遠藤誠他, 「中国特許侵害訴訟マニュアル」, 2011年, 日本貿易振興機構
- ・遠藤誠, 「中国知的財産法」, 2006年, 株式会社商事法務
- ・遠藤誠, 「中国特許法逐条解説」, 2010年, 日本機械輸出組合
- ・野村高志, 「中国知財リスク対策マニュアル」, 2008年, 日本貿易振興機構
- ・国際第3委員会, 「中国における特許権取得上の留意点」, 2011年, 日本知的財産協会 資料

表4 2011年度（F5）研修日程および研修参加者

【研修日程】

研修	開催日	講義内容	講師／担当事務所
事前	4/21	地震の影響により延期	
	5/19	中国特許法の概要 －日本特許法と比較して－	弁護士中島敏氏 (中島敏法律特許事務所)
		中国駐在員の経験談	別所弘和氏 (本田技研工業(株))
		グループ学習	－
	6/16	前回受講者の話	今井雄太氏 (ソニー(株))
		中国特許法の概要 －法改正及び最新判例の動向－	弁護士中島敏氏 (中島敏法律特許事務所)
		中国意匠法の概要	北京康信知識産権代理有限公司
		グループ学習	－
	7/4	グループ学習	－
	7/27	中国商標法の概要 －法改正及び判例の最新動向－	北京集佳知識産権代理有限公司
		グループ学習	－
	8/25	グループ学習	－
	9/15	前回受講者の話	菊池浩一氏 (エーザイ(株))
グループ学習		－	
北京	10/24	中国駐在経験談等	藤田晋司氏 (株東芝駐在員)
		職務発明・誤訳・統計データの紹介	北京銀龍知識産権代理有限公司
	10/25	中国事務所での経験談等	米国弁護士道下理恵子氏 (鴻鵠知識産権代理(北京)有限公司)
		クレームドラフティング等	北京林達劉知識産権代理事務所
	10/26	訴訟実務の基礎	北京康信知識産権代理有限公司
	10/27	意匠法, 商標法	北京集佳知識産権代理有限公司
	10/28	SIPO, 最高人民法院, JETRO北京訪問	北京集佳知識産権代理有限公司
10/31	中国駐在経験談等	猪之詰毅氏 (本田技研工業(株)駐在員)	
	著作権法・反不正競争法	永新專利商標代理有限公司	
上海	11/2	審査実務について	北京尚誠知識産権代理有限公司
	11/3	訴訟判例とその影響	華誠律師事務所
	11/4	上海市第二中級人民法院, 上海市知識産権局, JETRO上海訪問	華誠律師事務所
事後	11/25	グループ学習	－
	1/19	グループ学習, 中国追加情報	小池清仁氏 (JETRO北京)
	2/3-4	まとめ・成果報告会	－

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

【研修参加者（敬称略）】

Gr.	参加者氏名（会社名）[*はグループリーダー]
A	岩本 達（旭硝子）*，中田 健彦（神戸製鋼所），茂手木 剛（日揮），山田 督（ケーヒン），肥塚 泰（シスメックス）
B	丸川 和幸（ソニー）*，高丹 浩行（三菱重工業），原口 文弘（ダイフク），中嶋 彰宏（アイシン・エイ・ダブリュ），増田 隆平（神戸製鋼所）
C	村上 泰寛（花王）*，山田 英樹（東洋紡績），石井 岳史（旭化成），齋藤 岳之（ロート製薬），西村 一路（キッコーマン）
D	岩田 正洋（アステラス製薬）*，高野 喜光（帝人知的財産センター），一戸 大吾（JSR），西 健一（カネカ），首藤 光洋（大鵬薬品工業）
E	服部 満（日本ガイシ）*，濱田 三和（大建工業），上形 大智（ブリヂストン），市坪 達也（ロート製薬；2011年9月15日まで宮崎 智子が参加）
F	吉本 聡（朝日インテック）*，田中 佑人（富士フイルム），山岡 秀樹（日本電気硝子），江部 和義（電気化学工業），今村 貴博（本田技研工業）

【人材育成委員会・事務局】

中村 仁士（コクヨ），太細 博利（昭和シェル石油），田中 浩介（神戸製鋼所），竹野内 紋子（日本電信電話），露木 育夫（事務局），海野 祐一（事務局）

（原稿受領日 2012年3月14日）

